

困ったなあに答えます

佐々木知子
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

携帯でやり取りした人に
騙されたようなのですが…

共謀者を使った詐欺です。
訴訟を起こすのも不可能ではありません。

70代の女性です。5年前に娘が携帯電話を買つてくれ、携帯メールも打てるようになりました。そのうち孫が教えてくれて、クイズサイトを使うようになりました。問題はここからです。

いつの間にか有料メール交換サイトというのに登録されていたらしく、メールが次々と届くようになりました。関心のある内容もあったので、いくつかに返信しました。最初は無料だったのですが、その後送受信のためにポイントの購入を求められ、まず5000円を振り込みました。

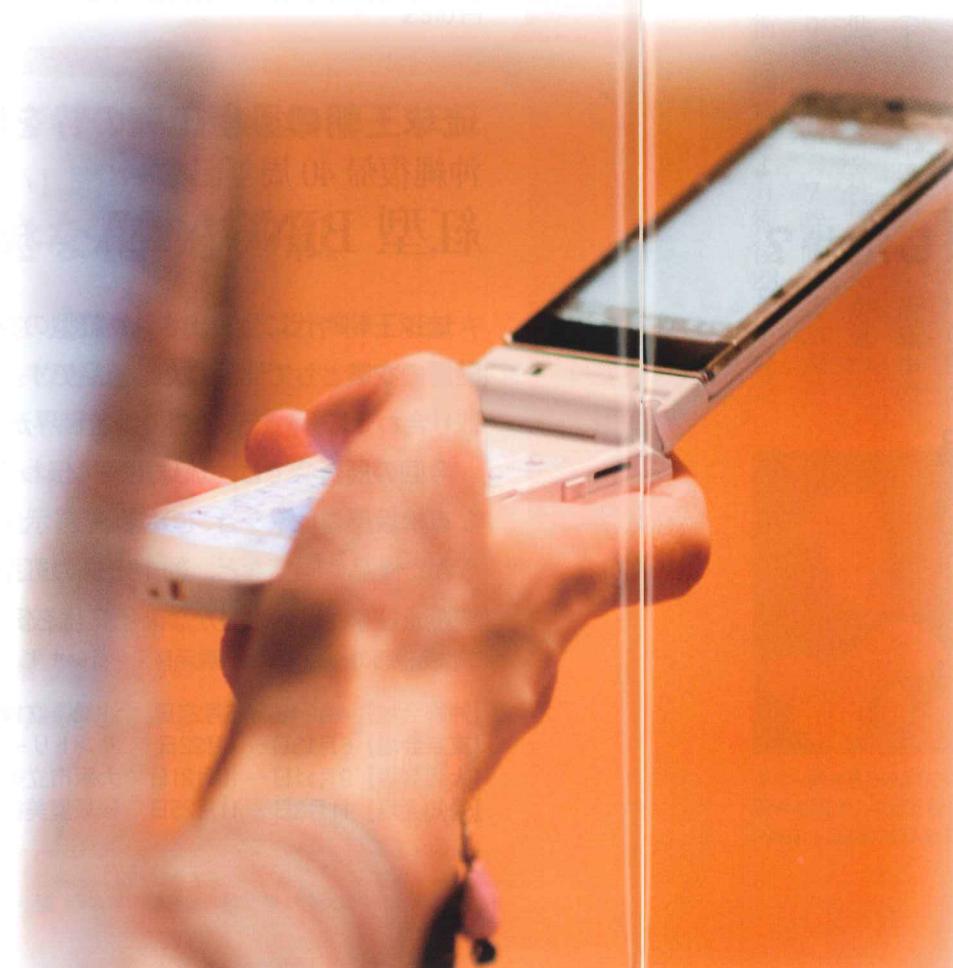
1回の送信と閲覧で数百円か

かります。医師や女性社長、弁護士などいろいろな人物がメールを送ってきて、私が「生活が苦しい」と打ち明けると「支援させてください」と言って、複数の人物が数十万円から数百万円もの提供を申し出きました。「受け取ります」と返信すると「サイトでポイントを譲渡したので、手続きして換金してもらつて下さい」と指示されました。

サイト内で手続きをすると、

手数料として数千円をサイトの口座に払うよう求められ、振り込みました。私の銀行口座番号も伝えました。そうしたやり取りを何度も繰り返しましたが、ただの一度もお金をもらったことはありません。

今までに200万円近くも使つてしましました。今になつてどうやら騙されたような気もするのですが、娘らには言えないし、どうしたらよいでしょうか。



結論から申し上げて、完全に騙されています。きつい言い方かもしれません、お金を見知らぬ人にあげたり、それをもらつたり、といったうまい話が世間にあろうはずもなく、その時点で詐欺だと気づかねばなりませんでしたね。

ご相談の「有料メール交換サイト」は、一般的に「出会い系サイト」と呼ばれています。「会いたい」とか「悩みを聞いて」といった内容のメールをやりとりするうちに、多額の利用料を払つてしまつたという被害が後を断ちません。

異性との出会いを求めて自らの意思で登録した人だけではなく、懸賞サイトなどに登録後に届くようになった迷惑メールや、SNS（会員制交流サイト）内でも届いたメールから被害に遭う人も多いのです。

メールの相手は実在ではなく、大半はサクラと見られています。つまり、サイトが雇つたアルバイトで、適当にうまいことを言つてくるのです。

そこで、メールをやりとりし

た相手はサクラで違法だつたとして、利用料の返還などを求め訴訟も相次いでいます。サイトだけではなく、支払いを認めているクレジットカード会社に対しても訴訟を起こすケースも多いようです。

この訴訟の難しいところは、サクラであることの立証が、メール本文をサイト上で閲覧する形を取るため記録が残らず、そのやりとりが被害者の証言のみに基づかざるをえないことでし。従つて、泣き寝入りせざるをえないことも多かったのです。が、昨年、画期的な判決が出ました。サイトを運営する業者

手数料として数千円をサイトの口座に払うよう求められ、振り込みました。私の銀行口座番号も伝えました。そうしたやり取りを何度も繰り返しましたが、たゞ一度もお金をもらったことはありません。

今までに200万円近くも使つてしましました。今になつてどうやら騙されたような気もするのですが、娘らには言えないし、どうしたらよいでしょうか。